

冷凍したためちまぐろの事前確認制移行について

輸入注意事項14第32号 (14.6.10)

平成14年6月10日付け経済産業省告示第244号（輸入公表の一部を改正する告示）により上記貨物の輸入については平成14年7月1日以降事前確認制に移行することとなりました。

このため、平成14年7月1日以降の当該貨物の輸入については、平成14年6月30日までに関税法第67条の規定による輸入申告書、同法第43条の3第1項の規定による蔵入承認申請書又は同法第62条において準用する同法第43条の3第1項の規定による移入承認申請書が受理されていない場合は、確認書がないと輸入できませんので別途経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室で確認を受けてください。

ただし、平成14年7月1日以降上記貨物を輸入する場合であっても、当該貨物が平成14年6月30日以前に船積みされた場合には、事前確認を要しないこととします。この場合には、当該貨物が平成14年6月30日以前に船積みされたことを証する書類（船荷証券又は航空機の場合はAirWaybill）を併せて税関に提出してください。